

肝疾患診療体制の整備について（局長通知）の改正案 新旧対照表

NO	現 行	改 正 (案)
1	<p>健発第0419001号 平成19年4月19日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省健康局長</p> <p>肝疾患診療体制の整備について（通知）</p>	<p>健発第 号 平成 年 月 日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省健康局長</p> <p>肝疾患に関する診療及び支援体制の整備について（通知）</p>
2	<p>肝炎対策の推進については、平成19年1月26日全国C型肝炎対策医療懇談会報告書「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」を配布したところである。</p> <p>肝疾患に係る地域の医療水準の向上を図る観点から、肝疾患診療体制の整備は極めて重要な課題であり、各都道府県においては、下記の点を踏まえ引き続き肝疾患診療体制の確保と診療の質の向上を図っていただくようお願いする。</p>	<p>肝炎対策の推進については、平成19年1月26日全国C型肝炎対策医療懇談会報告書「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、「肝疾患診療体制の整備について」（平成19年4月19日健発第0419001号厚生労働省健康局長通知。以下「旧通知」という。）において、肝疾患診療の基本的あり方、肝疾患に関する専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）及び肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の機能等を示し、地域の肝疾患診療体制の整備を図ってきた。</p> <p>ガイドラインで示された肝疾患診療ネットワークの方向性は、今後も基本的に維持すべきものと考えられるが、旧通知の発出後、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）及び「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年厚生労働省告示第160号）に基づき、肝炎対策の充実が図られるとともに、新たな治療法の開発などにより、肝疾患診療を取り巻く環境も変化してきている。</p> <p>このような状況を受けて、平成28年6月30日付けで改定された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成28年厚生労働省告示第278号。以下「基本指針」という。）に基づき、肝疾患に係る地域の医療水準のより一層の向上を図る観点から、肝疾患に関する診療及び支援体制の整備推進についての考え方を下記のとおりお示しするので、各都道府県においては、下記の点を踏まえ、引き続き</p>

肝疾患診療体制の整備について（局長通知）の改正案 新旧対照表

NO	現 行	改 正 （案）
3		<p>地域の実情に応じた肝疾患に関する診療及び支援体制の確保と質の向上を図っていただくようお願いする。 なお、旧通知は、本日付けで廃止する。</p>
4	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 肝疾患診療の基本的あり方 検査で発見された肝炎患者を適切な医療に結びつけることは極めて重要であるが、正確な病態の把握や治療方針の決定には、肝炎に関する専門的な医療機関の関与が不可欠となる。肝炎の診療においては、かかりつけ医と専門医療機関等との連携が必須であり、それぞれの役割に応じた診療体制構築を図る必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 肝疾患に関する診療及び支援に関する基本的考え方 肝炎ウイルス検査で発見された肝炎患者を適切な医療に結びつけることは極めて重要であり、住んでいる地域に関わらず良質かつ適切な肝炎医療を受けられるようにするため、各都道府県においては、拠点病院等と連携して、以下の取組を推進する。</p>
5		<p>(1) 目標や指標の設定 基本指針では、肝炎対策全体の目標を肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすこととし、肝がんのり患率をできるだけ減らすことを指標に掲げている。肝疾患に関する診療及び支援体制の整備にあたっては、これらの目標や指標の達成を目指すものとする。 また、行政関係者、医療関係者、患者団体などと協力して、地域の実情に応じたより具体的な目標や指標を設定するとともに、定期的実施状況を把握し、評価及び見直しを実施する。</p>
6		<p>(2) 受検、受診、受療とフォローアップが円滑に繋がる体制づくり 肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすという目標を達成するためには、肝炎ウイルス検査の受検を促すこと（受検）、検査で陽性となった者が速やかに専門医療機関を受診すること（受診）、適切な診療を継続して受けること（受療）が重要である。また、行政や医療機関が陽性者や患者の状況を把握して、必要な情報提供、受診や受療の勧奨等を行うこと（フォローアップ）が必要である。</p>

肝疾患診療体制の整備について（局長通知）の改正案 新旧対照表

NO	現 行	改 正 （案）
7		<p><u>このため、都道府県や市町村が保健所や委託医療機関で実施する肝炎ウイルス検査、さらに職域における肝炎ウイルス検査の普及を図るとともに、これらの検査で陽性となった者の早期の受診に繋げる。また、医療機関で治療や出産の前等に行われる肝炎ウイルス検査について、その結果を本人に伝え、陽性の場合には専門医療機関等に紹介する。このような取組を推進するため、都道府県は拠点病院や関係団体などと協議の上、肝炎対策に関する計画に明記するなどして、適切な体制整備に努めるものとする。</u></p>
8		<p><u>（3）患者本位の肝疾患診療の実現</u></p> <p><u>肝疾患診療においても、医療法に基づき、「医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保」し、医療は「医療を受ける者の心身の状況に応じて行われ」、「医療を受ける者の意向を十分に尊重」することが前提である。</u></p> <p><u>肝炎に係る治療の選択肢が拡大する中で、医療関係者との信頼関係の下で、患者が治療の効果やリスクなどについて十分な説明を受け、納得して治療を受けられることが重要である。このため、正確な病態の把握や治療方針の決定には肝炎に関する専門的な医療機関の関与が必要であり、かかりつけ医と専門医療機関等のそれぞれの役割に応じた連携を図っていく。</u></p> <p><u>また、肝炎の最新の治療法、医療費助成などの支援策、地域の専門医療機関などに関する情報が、日頃から患者やその家族に提供されるようにするため、肝臓病教室の開催、患者支援手帳を活用した情報提供等の取組を進める。</u></p>

肝疾患診療体制の整備について（局長通知）の改正案 新旧対照表

NO	現 行	改 正 (案)
9	<p>各都道府県内において良質かつ適切な医療を受けられるようにするためには、地域の医療機関における肝炎を中心とする肝疾患診療の向上、均てん化を図る必要があり、このため各都道府県においては、<u>肝疾患診療連携拠点病院を選定し、当該病院を拠点として他の専門医療機関と連携しつつ、診療体制の構築を進めていくことが望まれる。</u></p>	<p><u>(4) 肝疾患診療の向上、均てん化</u></p> <p>各都道府県内において良質かつ適切な肝炎医療を受けられるようにするためには、地域の医療機関における肝炎を中心とする肝疾患診療の向上、均てん化を図る必要がある。</p> <p>このため各都道府県においては、<u>専門医療機関及び拠点病院を整備し、当該機関を拠点として、かかりつけ医との連携の強化、地域の医療従事者の研修に取り組むなど、体制整備を進めていく。</u></p> <p>併せて、<u>地域の実情を踏まえ、基本指針で言及している以下の内容に取り組むことが望ましい。</u></p> <p><u>ア 都道府県等が設置し、行政関係者、医療関係者、患者団体等で構成される肝炎対策協議会等を定期的に開催し、地域の肝炎医療に関する課題の協議等を行うこと</u></p> <p><u>イ 専門医療機関や拠点病院、地域の医師会等が連携して地域連携クリティカルパスの作成、運用を行うなど、医療連携を促進すること</u></p> <p><u>ウ 肝炎医療コーディネーターの養成及び活用を進めるとともに、医療機関、保健所や市町村、事業所など様々な機関に配置された肝炎医療コーディネーター相互の連携を促すこと</u></p> <p><u>エ 職域における肝炎患者への治療と仕事の両立などの支援を行うこと</u></p>
10		<p><u>(5) 基本指針を踏まえ、都道府県や拠点病院を中心に肝炎患者等からの相談対応や肝臓病教室など適切な支援に取り組み、肝炎医療が円滑に行われるようにする。</u></p>

肝疾患診療体制の整備について（局長通知）の改正案 新旧対照表

NO	現 行	改 正 （案）
11	<p>2 肝疾患に関する専門医療機関の機能 <u>肝疾患に関する専門医療機関については、以下の条件を満たすものとする。</u></p>	<p>2 肝疾患に関する専門医療機関について <u>(1) 専門医療機関は、以下の条件を満たすものとして、2次医療圏に少なくとも1カ所以上確保することが望ましいこととする。</u></p>
12	<p>(1) 専門的な知識を持つ医師（日本肝臓学会や日本消化器病学会の専門医等）による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること。 (2) <u>インターフェロンなどの抗ウイルス療法を適切に実施できること。</u> (3) <u>肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。</u></p>	<p>ア 専門的な知識を持つ医師（日本肝臓学会や日本消化器病学会の専門医等。以下「肝臓専門医等」という。）による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること。 イ <u>肝炎患者の状態に応じた抗ウイルス療法を適切に選択、実施し、治療後もフォローアップできること。</u> ウ <u>肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。</u></p>
13	<p><u>なお、同医療機関は2次医療圏に1カ所以上確保することが望ましい。</u></p>	<p><u>(2) 専門医療機関を整備する場合には、地域の実情に応じ、各都道府県における整備方針及び選定の要件を明確にするとともに、選定時のみならず以後も要件に適合しているかどうかを定期的に確認する。</u> <u>(3) 専門医療機関に肝臓専門医等が必ずしも常駐できない場合は、拠点病院又は他の医療機関にいる肝臓専門医等による関与の下で診療が行われること、又は、上記の2（1）アからウの専門医療機関の要件に合致するよう研修等の実施により対応を図るものとする。</u> <u>(4) 近年の肝炎医療の急速な進展を踏まえ、専門的な観点から、かかりつけ医への支援、連携を行うことが望ましいことから、ガイドラインの考え方を踏まえ、かかりつけ医、専門医療機関及び拠点病院での適切な診療連携・支援に取り組むものとする。</u> <u>(5) また、学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っていること、肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つか施設間連携により対応できる体制を有することが望ましい。</u></p>

肝疾患診療体制の整備について（局長通知）の改正案 新旧対照表

NO	現 行	改 正 (案)
14	<p>3 肝疾患診療連携拠点病院の機能</p> <p>肝疾患診療連携拠点病院は、肝疾患に関する専門医療機関に求められる上記の条件を満たした上で、肝炎を中心とする肝疾患に関する以下の機能を有し、都道府県の中で肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を現在果たしている、又は将来果たすことが期待される医療機関とする。</p>	<p>3 肝疾患診療連携拠点病院について</p> <p>(1) 拠点病院は、2 (1) アからウまでに掲げる条件を満たした上で、肝炎を中心とする肝疾患に関する以下の機能を有し、都道府県の中で肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関とする。</p> <p>併せて基本指針を踏まえ、都道府県、肝炎情報センター、医師会等と連携の上、地域の肝炎対策の一端を担うものとして、専門医療機関やかかりつけ医との連携などを行うとともに、肝疾患相談支援センターを設置して、肝炎患者等への支援を行うものとする。</p>
15	<p>(1) 医療情報の提供</p> <p>(2) 都道府県内の専門医療機関等に関する情報の収集や提供</p> <p>(3) 医療従事者や地域住民を対象とした研修会・講演会の開催、相談支援</p> <p>(4) 専門医療機関等との協議の場の設定</p>	<p>ア 肝炎医療に関する情報の提供</p> <p>イ 都道府県内の専門医療機関等に関する情報の収集や提供</p> <p>ウ 医療従事者を対象とした研修や情報提供の実施</p> <p>エ 肝炎患者やその家族、地域住民等に対する講演会の開催や相談等による支援</p> <p>オ 専門医療機関等との協議の実施</p>
16	<p>また、上記(1)から(4)のほか、肝がんに対する集学的治療が実施可能な体制が必要である。</p> <p>なお、同医療機関は都道府県において原則一カ所選定することとする。</p>	<p>また、上記アからオのほか、肝がんに対する集学的治療が実施可能な体制が必要である。</p> <p>なお、拠点病院は都道府県において、地域の実情に応じ一カ所以上選定することとするが、複数の拠点病院を選定した都道府県においては、適切な連携等により、全体として上記機能が果たされるようにする。</p>
17		<p>(2) (1) の要件にある内容については、「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」（平成 23 年 3 月 31 日制定）の内容を踏まえ、実施が図られるようにする。</p>
18	<p>4 肝疾患診療連携拠点病院等の選定について</p> <p>肝疾患に関する専門医療機関、肝疾患診療連携拠点病院については、医師会、肝炎に関する専門医、関係市区町村及び保健所の関係者等で構成される肝炎診療協議会において選定することとする。</p>	<p>4 拠点病院及び専門医療機関の選定について</p> <p>専門医療機関及び拠点病院については、都道府県で設置している肝炎対策協議会で協議の上、選定することとする。</p>